

平成29年度 労働行政のあらまし

山口県内の景気は、基調としては緩やかに回復しており、雇用失業情勢は、平成29年2月の有効求人倍率が1.44倍、正社員有効求人倍率も1.06倍と、着実に改善しています。一方で、生産年齢人口の減少と景気回復による有効求人倍率の上昇の影響によって、人材不足が顕著になっています。

このような状況の下、地域の活力を維持・向上させていくためには、女性も男性も、高齢者も若者も、障害のある方なども、それぞれの希望が叶い、能力を十分に発揮できる「一億総活躍社会」の実現が求められていることから、「働き方改革」などの施策を、山口県をはじめ関係機関と連携して取り組むことが重要な課題となっています。

山口労働局では、「『働き方改革』の推進を通じた労働環境の整備」と「女性、若者、高齢者、障害者等の多様な働き手の参画」を目標に掲げ、県内の総合労働行政機関として、様々な情勢に対応した雇用・労働対策を推進してまいります。



長門市 元乃隅稻成神社



厚生労働省山口労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

「働き方改革」の推進を通じて労働環境を整備します

仕事と家庭を両立させながら働くことができる社会を目指して、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進により、誰もが働きやすい労働環境づくりを推進していきます。

1 働き方改革の推進

「働き方改革」実現のための取組

- 生産性向上に向けた労働環境の整備に取り組みます。
- 同一労働同一賃金の実現に向けた非正規雇用の待遇改善に取り組みます。
- 長時間労働の是正に取り組みます。
- 女性・若者・高齢者・障害者等の活躍を促進します。

① 「働き方・休み方」の見直しに向けた取組の促進

- ・平成28年8月に設置した「やまぐち働き方改革推進会議」において取りまとめられた「やまぐち働き方改革宣言」を情報発信し、「働き方改革」の気運の醸成を図ります。
- ・山口県内の主要企業をはじめ、事業主が参集する機会を捉えて、定時退社や年次有給休暇の取得促進など、「働き方・休み方」を見直す働きかけを行います。
- ・年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するため、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、重点的な周知・広報を図ります。
- ・仕事と生活の調和を図るため、「労働時間等見直しガイドライン」の周知を図ります。

② 仕事と家庭の両立支援対策の推進

- ・介護離職の防止に向けて、介護休業の分割取得など改正育児・介護休業法の履行確保を図ります。
- ・「介護離職防止支援コース」などの両立支援等助成金の周知と活用促進を図ります。
- ・男性の育児休業取得促進のため、「イクメンプロジェクト」サイトの紹介や「パパ・ママ育休プラス」制度の周知を図ります。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定の取得促進を図ります。



トピックス



くるみん認定・プラチナくるみん認定

次世代法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



くるみんマーク



プラチナくるみん
マーク



くるみん
認定企業




山口労働局HPのバナーをクリック

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



③ 労働条件の確保・改善対策の周知と最低賃金引上げに向けた支援

- ・地域の大学等と連携し、大学生等を対象とした労働法制の基礎知識の周知や学生アルバイトに関する労働条件の確保に向けた取組を行います。
- ・中小企業・小規模事業者に対し、最低賃金引上げに向けた支援を図るため、ワンストップで対応する無料相談窓口の設置、賃金水準の底上げを行う事業場への助成を行います。

トピックス  働き方改革に向けた取組事例等につきましては
「働き方・休み方改善ポータルサイト」をご参照ください。



← 山口労働局HPのバナーをクリック **CLICK**
<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>


2 女性の活躍推進

① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

- ・ 配置・昇進等における性別を理由とする差別の禁止など男女雇用機会均等法の履行確保を図ります。
- ・ 「ポジティブ・アクション」（男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の自主的かつ積極的な取組）を支援します。

② 女性の職業生活における活躍の推進

- ・ 「女性の活躍推進企業データベース」を活用して、自社の女性の活躍状況に関する情報や行動計画の公表を促します。
- ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定の取得促進を図ります。

トピックス  **女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」**

<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>



「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Lead(手本)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

女性活躍推進法に基づいて一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

女性活躍推進法

← 山口労働局HPのバナーをクリック **CLICK**
<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

3 非正規雇用労働者の雇用の安定と待遇の改善に向けた取組

① 「正社員転換・待遇改善プラン（地域プラン）」等の推進

- ・ 「山口労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において、平成28年3月に策定した「地域プラン」に基づき、正社員転換・待遇改善の取組を着実に推進します。
- ・ 同一労働同一賃金の実現に向けた「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」の活用を推進します。

② パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等対策の推進

- ・ 差別的取扱いの禁止や均衡待遇、正社員転換推進の措置などパートタイム労働法の履行確保を推進します。
- ・ パートタイム労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組を促すため、「パート労働ポータルサイト」の活用を推進します。




③ 有期契約労働者への「無期転換ルール」の周知

- ・ 平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化するため、事業主と労働者に対し

て、あらゆる機会を通じて「無期転換ルール」の周知を図ります。

- ・ 継続雇用される高齢者等に関する「無期転換ルール」の特例について周知を図ります。

トピックス  無期転換を円滑にサポートします

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご参照ください。



← 山口労働局HPのバナーをクリック

CLICK

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

4 総合労働相談の実施

「総合労働相談コーナー」において、あらゆる分野の労働問題にワンストップで対応し、個々の相談に応じた適切な対応を行います。

① 助言・指導制度の的確な運用

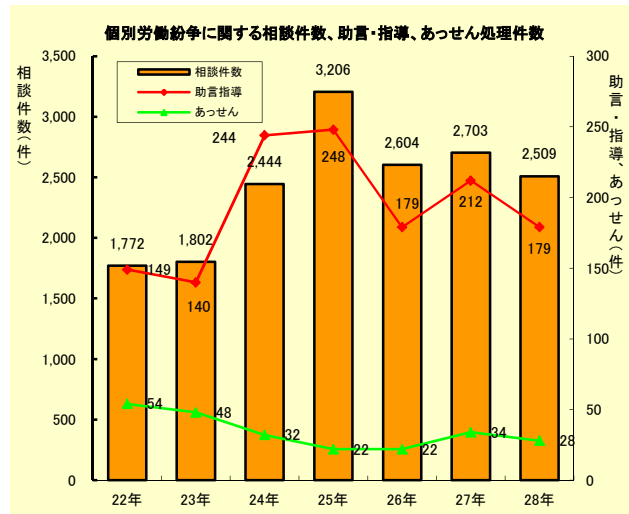
- ・ 簡易・迅速な紛争解決制度の中の「助言・指導」について、積極的に取り組みます。
- ・ 「助言」を行う際には、労働契約法の条文や判例等を示し、一定程度の所感を述べ、解決の方向を示すことによって、紛争当事者の話し合いによる自主的な解決を促進します。


② あっせん制度の的確な運用

- ・ 相談者のニーズを踏まえ、適切な制度の運用に努めます。
- ・ 「出張あっせん」の実施等により紛争当事者の利便性を高めることによって参加率の向上を図ります。

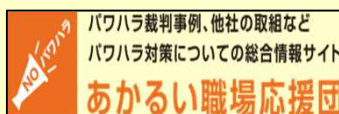
③ 総合的ハラスメント対策の一体的実施

- ・ 「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「マタニティハラスメント」など、職場におけるハラスメントに関する未然防止策を一体的に推進するとともに、相談に迅速に対応します。
- ・ 妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いについて厳正に対応し、労働者からの相談に迅速・丁寧に対応するとともに、事業主に対する積極的な指導を実施します。



トピックス  パワハラ対策についての総合情報サイト

「あかるい職場応援団ポータルサイト」をご参照ください。



← 詳しくは、厚生労働省の運営サイトへ

<https://no-pawahara.mhlw.go.jp/>

CLICK

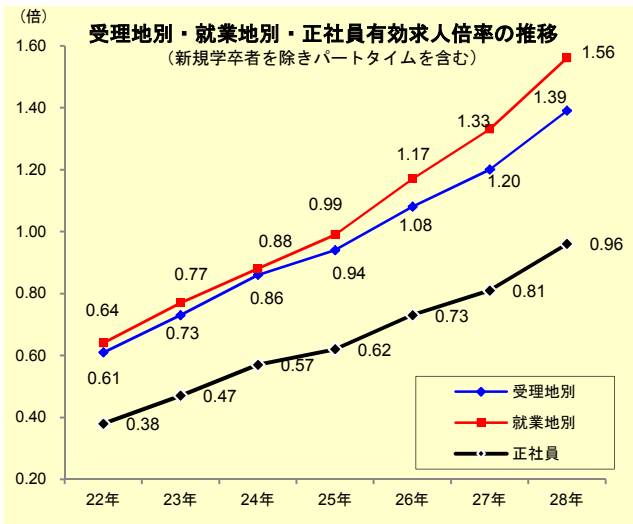
女性、若者、高齢者、障害者等の参画を推進します

全ての人材が能力を高め、その能力を十分に発揮できるよう、女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進により、多様な働き手の参画を推進します。

1 ハローワークのマッチング機能の強化

① 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進

- 求職者に対しては、予約制・担当者制を活用したきめ細かな就職支援及び職業訓練のあっせんを行います。
- 求人者に対しては、わかりやすく魅力ある求人票づくりを進め、能動的マッチングによる求人充足サービスを行います。
- 事業所訪問を行い、「顔の見える関係づくり」を進め、事業所情報を収集し、マッチング精度の向上を図ります。
- 求人票記載内容の正確性・適法性の確保を進め、特に、求人受理時において事業主への確認を徹底します。



② 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進

- 「山口労働局正社員転換・待遇改善実現本部」において策定した「地域プラン」に基づき、不本意ながら非正規雇用で働く方への就職支援と、正社員転換・待遇改善の取組を推進します。
- 非正規雇用労働者の正社員転換・人材育成・処遇改善を促進するための「キャリアアップ助成金」や、常用就職を促進するための「トライアル雇用奨励金」を活用し、不本意ながら非正規雇用で働く方やフリーターの正規雇用化を促進します。

③ 人材不足分野等における人材確保等の総合的な推進

- 人材不足分野における人材確保のためには、職場の魅力アップを図ることが重要であることから、事業主に対して雇用管理制度の導入支援を行うとともに、職場定着支援助成金を活用し、「魅力ある職場づくり」を推進します。
- 建設・福祉・医療など人材不足の業種・職種について、求人条件を満たす免許・資格・経験を有する求職者への求人情報の提供や、就職面接会の開催により、求人と求職のマッチングを推進します。

④ 求人・求職情報のオンライン提供

- ハローワークの保有する求人・求職情報について、民間人材ビジネス及び地方自治体にオンラインで提供し、官民が連携して求人・求職のマッチング機能の強化を図ります。

2 女性・若者の活躍推進

① 女性のライフステージに対応した活躍推進

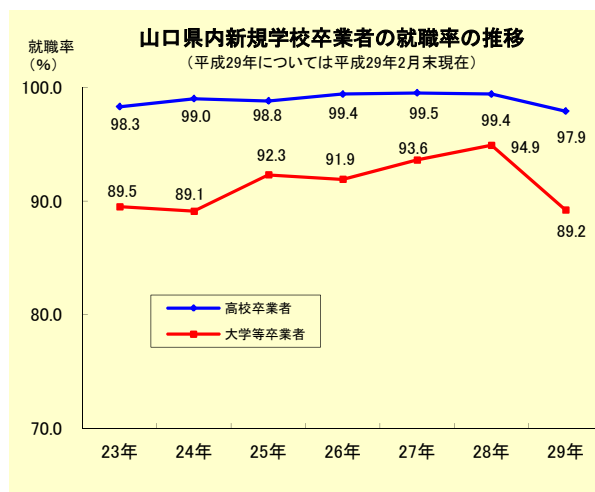
- マザーズコーナー（山口・下関・宇部・徳山）においては、個々の求職者の状況に応じた「就職実現プラン」を策定し、求職者のニーズに応じた担当者制によるきめ細か

な職業相談・職業紹介を行います。

- ・子育て女性の早期再就職の実現のため、「託児付き再就職準備セミナー」を山口県や市町と連携して開催します。
- ・育児・介護休業給付金の周知・広報を行い、男女とも育児・介護休業の取得を促進します。

② 若者の活躍推進

- ・若者雇用促進法に基づき、「ユースエール認定企業」、新卒者に対する職場情報の提供及び労働関係法令に違反した企業の学卒求人不受理について、周知・啓発を推進します。
- ・「山口労働局新卒者等就職・採用応援本部」（国、県、県教育庁、労使団体、大学等関係者で構成）における協議に基づき、新卒者及び既卒3年以内の方に対する就職支援を推進します。
- ・新卒者に対して、就職後も職場での悩みをハローワークで相談できることを周知するとともに、電話相談や事業所訪問により、新卒者の職場定着を支援します。
- ・「ユースエール認定企業」及び「若者応援宣言企業」の普及を図り、若者に対する情報発信や重点的なマッチングに取り組みます。



③ 公正採用選考の啓発

- ・「公正採用選考人権啓発推進員研修会」、「求人受理説明会」の開催及び企業訪問により、効果的な啓発を推進するとともに、不適切な採用選考に対しては是正指導を行います。

トピックス



「ユースエール認定企業」について

「ユースエール認定企業制度」とは、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

○認定要件は、①離職率、②有給休暇の取得率、③所定外労働時間、④人材育成の取組などとなっています。

○県内の認定企業は、7社です。(平成29年1月31日現在)



← 山口労働局HPのバナーをクリック

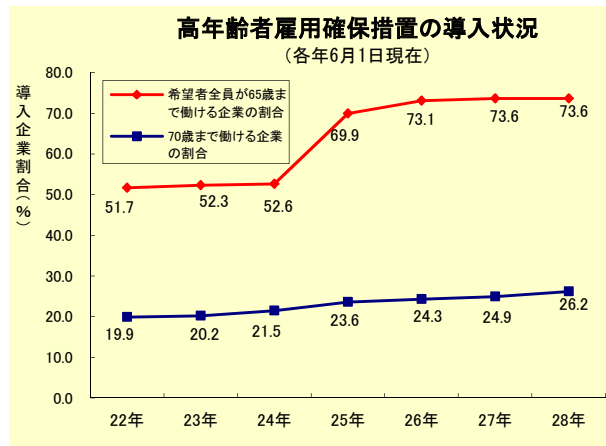
CLICK

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

3 高齢者・障害者の活躍推進

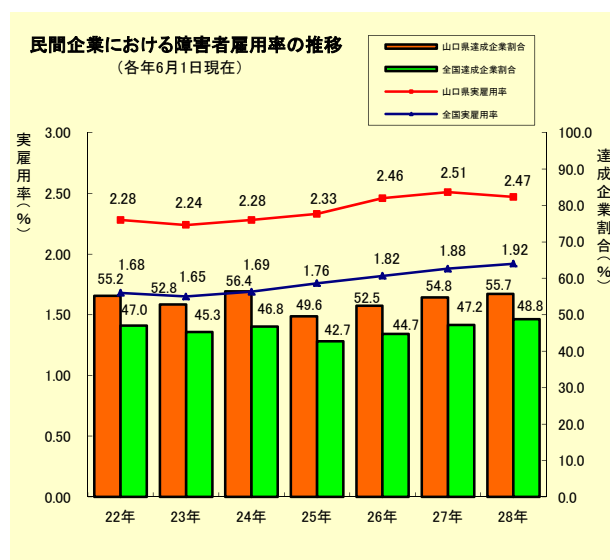
① 高齢者の就労促進を通じた生涯現役社会の実現

- ・高齢者雇用安定法に基づく高齢者雇用確保措置（65歳までの継続雇用など）を講じていない中小企業に対して助言・指導を行います。
- ・生涯現役社会の実現に向けた相談・援助を行うとともに、特に65歳以上の高齢者に対する就職支援を強化します。



② 障害者の雇用率達成指導の強化

- ・ 障害者雇用率の未達成企業、特に中小企業に対して雇用率達成に向けた提案型指導を計画的に実施します。
- ・ 「障害者雇用促進セミナー」を開催し障害者雇用の周知・啓発を推進します。
- ・ 障害者職業センターや障害者就業・生活支援センターと連携を図り、助成金やジョブコーチ制度等を活用し、障害者の雇入れ、雇用管理及び職場定着の支援を行います。
- ・ 障害者差別禁止・合理的配慮の提供義務に違反する事業主に対して、助言、指導及び勧告を実施します。



4 地方自治体と一体となった雇用対策の推進

① 労働分野における国と地方自治体との連携強化

- ・ 平成27年3月に山口県と、平成28年3月に下関市と山口労働局が締結した雇用対策協定に基づき、地方自治体の産業・福祉施策と国の雇用施策を一体的に進めることで住民サービスを強化します。

② 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

- ・ ハローワークと地方自治体の連携の下、担当者制によるきめ細かな職業相談と生活福祉相談をワンストップで行い、生活保護受給者等の就労自立を推進します。

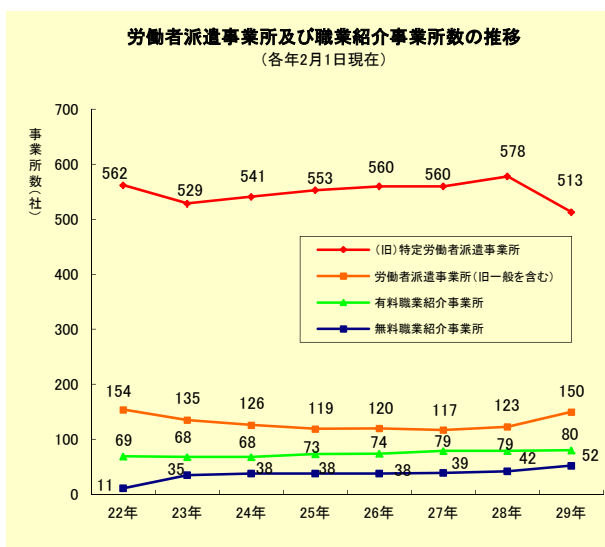
5 民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進

① 労働者派遣事業所に対する指導監督

- ・ 労働者派遣事業が労働者派遣法に則して適正に運営されるよう、派遣元事業主、派遣先事業主、請負事業主、請負発注者に対して、指導監督を適切に実施します。また、平成27年改正労働者派遣法の周知・啓発を推進します。

② 有料・無料職業紹介事業所に対する指導監督

- ・ 職業紹介事業が職業安定法に則して適正に運営されるよう、有料・無料職業紹介事業所に対して、指導監督を適切に実施します。



トピックス



ハロートレーニング
(職業訓練)情報

公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズが
「ハロートレーニング～急がば学べ～」に決定しました。

- ・ 公的職業訓練とは、公共職業訓練と求職者支援訓練の総称です。
- ・ 公的職業訓練は、新たなスキルアップにチャレンジするすべての皆様をサポートします。



詳しくは、山口労働局HPのバナーをクリック
<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

CLICK

安心して働くことのできる環境を整備します

労働条件を巡っては、労働基準監督署や総合労働相談コーナーへ過重労働（長時間労働）、賃金不払、解雇等の申告・相談が数多く寄せられるほか、監督指導において月100時間を超える時間外労働が認められる事業場も少なくありません。過重労働による健康障害を防止することはもちろん、仕事と家庭生活の調和等の観点からも、長時間労働の削減に向けた取組を進めます。

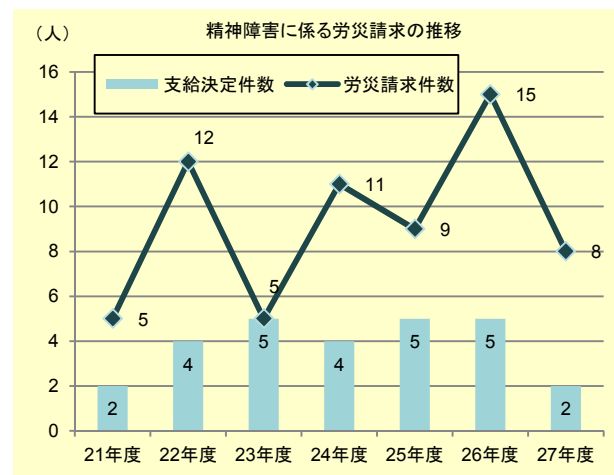
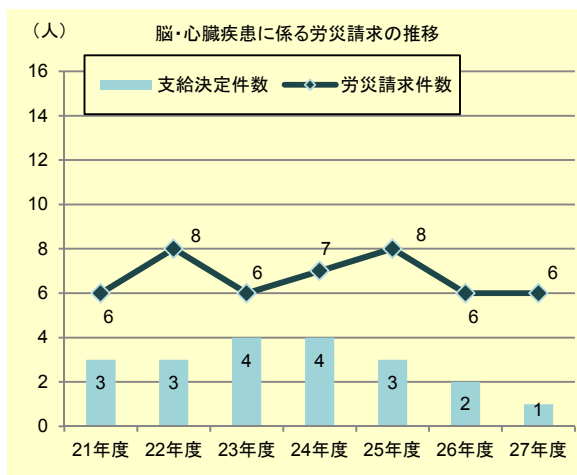
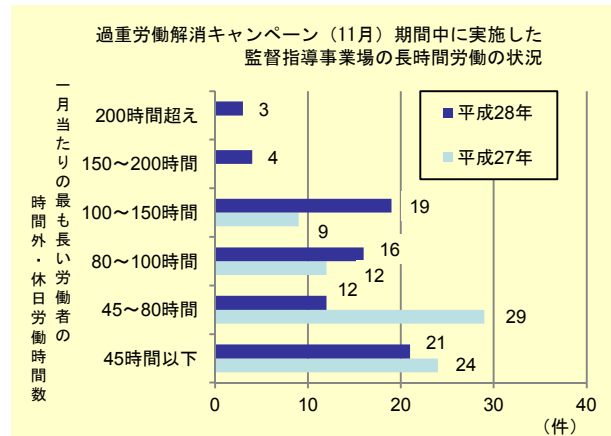
また、県内の労働災害について、平成28年における死亡者数は21人で、前年より8人増と大幅に増加し、休業4日以上死傷者数についても1,295人と前年より21人増加しました。

本年度は、「第12次労働災害防止計画」の最終年度であり、平成24年の死傷者（死亡者数13人、死傷者数1,345人）より15%以上減少させるという目標の達成のため、同計画の重点業種である製造業、建設業、道路貨物運送業、さらに、災害件数の多い小売業、社会福祉施設、飲食店を中心に、対策を推進します。

1 労働条件の確保・改善対策

① 過重労働による健康障害防止対策の推進

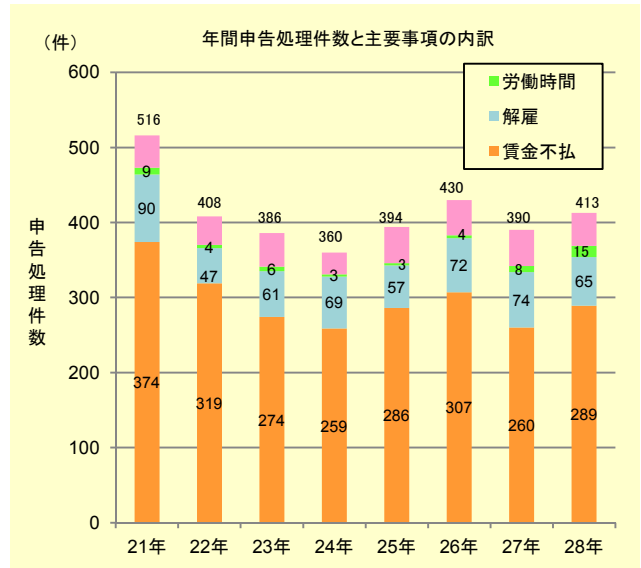
- ・ 月80時間を超える時間外労働が恒常的に行われているなど、過重労働による健康障害の発生が懸念される事業場等に対して重点的に監督指導を行い、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」の徹底を図ります。
- ・ 社会的に影響力の大きい企業に違法な長時間労働や過労死等が複数認められた場合には、経営トップに対する局長指導や企業名の公表を行います。
- ・ 企業・業界団体に対してメンタルヘルス対策、パワハラ防止対策等の取組を促す「心の健康づくり」を進めるとともに、「過労死等防止啓発月間」（11月）には過重労働解消キャンペーン（長時間労働の抑制等過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等）を展開して、社会全体での「過労死等ゼロ」を目指します。



（注）支給決定件数は、当該年度内に業務上と認定した件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

② 法定労働条件の履行確保

- 労働基準監督署に寄せられる申告や相談については懇切・丁寧に対応し、「労働基準関係情報メール窓口」等で受け付けた情報についても、情報の内容に応じて監督指導等を実施するなど、必要な対応を行います。
- 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を活用して、使用者による労働時間の適正な把握・管理を徹底するとともに、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」の周知や、監督指導の実施等により、自己申告制等においてみられる過重な労働時間、割増賃金の未払い(サービス残業)等の問題の解消を図ります。
- 労働契約の締結に際し、労働条件の明示や時間外労働協定の締結・届出について履行されるよう指導を徹底します。



③ 司法事件処理

- 重大又は悪質な事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。

トピックス

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」 (平成29年1月20日 基発0120第3号)

自己申告制の不適切な運用等により実際の労働時間を過少に取扱い、その実態は長時間労働や割増賃金の未払いが生じているなど、労働基準法上の使用者の労働時間管理を適切に行う責務が果たされていないものが見受けられます。

ガイドラインでは、

- 労働者の「実労働時間」と「自己申告した労働時間」に乖離がある場合、使用者は実態調査を行うこと
- 「使用者の明示または黙示の指示により自己啓発等の学習や研修受講をしていた時間」は労働時間として取り扱わなければならないこと

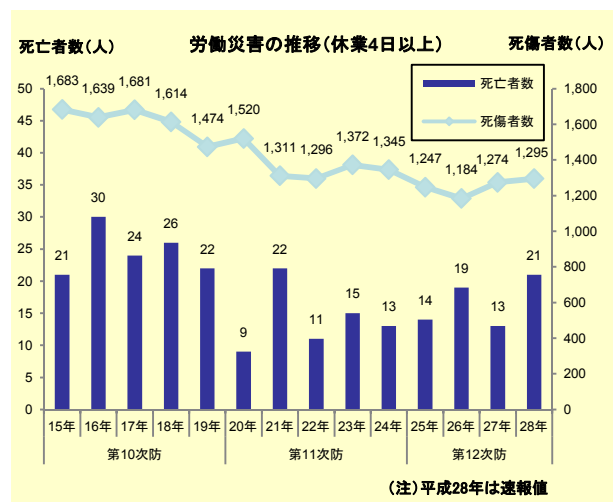
などを求めています。

山口労働局HPの「労働に関するあれこれ」では、このガイドライン等知っておくべき内容のものを掲示しているほか、県内企業で取り組まれている長時間労働削減事例を紹介しています。

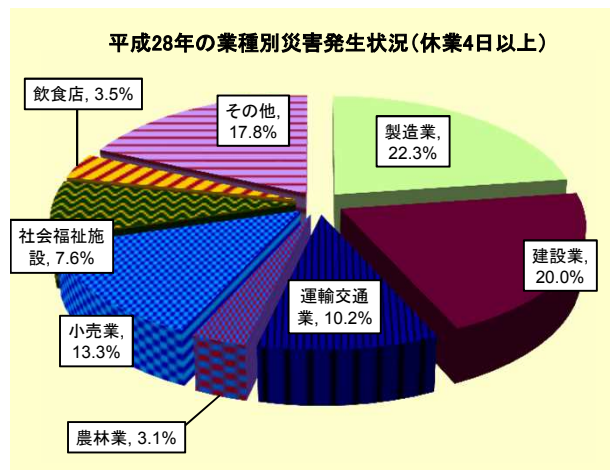
2 労働者の安全と健康の確保対策の推進

① 労働災害防止対策の推進

- 第三次産業については、特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設及び飲食店を中心に労働災害防止対策を推進するとともに、小売業、飲食店における多店舗展開企業、複数の社会福祉施設を展開する法人の本社に対して「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を促進します。
- 道路貨物運送業については、荷役作業時における災害防止対策を推進します。

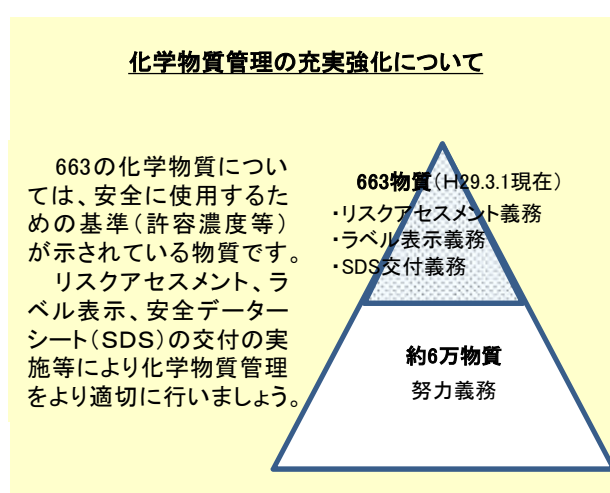


- ・ 製造業については、「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策を推進します。また、化学工業における爆発・火災災害防止対策を推進します。
- ・ 建設業については、墜落・転落災害防止対策の徹底を図ります。
- ・ このほか、全業種に対して、「STOP！転倒災害プロジェクト」を災防団体等と連携して効果的に展開するとともに、交通労働災害防止対策を推進します。



② 労働衛生対策の推進

- ・ 危険・有害な化学物質や、石綿及び粉じん等による健康障害の防止対策を推進します。
- ・ ストレスチェックの実施推進、産業保健総合支援センター・地域窓口の利用勧奨などにより、事業場のメンタルヘルス対策を推進します。
- ・ 努力義務化されている職場において、受動喫煙防止対策の取組を促進するとともに、受動喫煙防止対策助成金制度等を周知します。



トピックス 治療と職業生活の両立支援について

高齢化の進行により、職場における労働力の高齢化が進むことで、事業場において疾病を抱えた労働者の治療と職業生活の両立への対応が必要となります。「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(H28.2)」に基づき、就労により疾病の憎悪や労働災害が発生しないよう、適切な就業上の措置や配慮等の取り組みを行いましょう。
事業者が利用できる支援機関として、山口産業保健総合支援センター(083-933-0105)やハローワークがあります。

3 最低賃金制度の適切な運営

○ 最低賃金額の周知徹底等

- ・ 改定した最低賃金額については、労使団体等の協力の下、使用者及び労働者に周知することにより、遵守の徹底を図ります。
- ・ 改定最低賃金額の履行確保が行われにくい業種等を重点として、必要な監督指導を行います。

山口県最低賃金(時間額)	753	円
山口県特定(産業別)最低賃金(時間額)		
鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、 非鉄金属・同合金圧延業、 非鉄金属素形材製造業	890	円
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	815	円
輸送用機械器具製造業	858	円
百貨店、総合スーパー	779	円

労働保険制度の的確な運営を行います

労働保険料は働く人々のセーフティネットである労働者災害補償保険、雇用保険の財政基盤となるものです。山口県においては、労働保険適用事業場が前年度より増加していますが、一方で、成立手続きを行っていない事業主（いわゆる「未手続事業」）の対策や労働保険料の収納率の向上が課題となっています。

1 労災保険制度の的確な運営

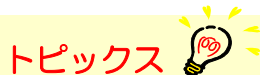
○ 精神障害及び脳・心臓疾患事案などに係る迅速・適正な処理の徹底

- ・ 精神障害及び脳・心臓疾患（過労死等）事案については、認定基準を踏まえ、迅速・適正な処理に取り組むとともに、請求人等に対する懇切・丁寧な対応に努めます。

2 雇用保険制度の的確な運営

○ 各種制度の的確な運営

- ・ 職業生活の安定のため、失業等給付の適正な支給に取り組みます。
- ・ 不正受給防止に向けた対策を強化するとともに、不正受給が発生した場合は厳正な処分を行い、給付金の早期回収を図ります。



トピックス 雇用保険の適用拡大が行われました

- 65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。
- 改正育児・介護休業法の施行に伴い、育児・介護休業給付金の支給要件が見直されました。
- 失業給付について、倒産・解雇等により離職した者（30～45歳未満）に係る所定給付日数が引き上げられました。
- 雇用保険料率が引き下げられました。

【現行】労働者負担 4/1000 事業主負担 7/1000 合計 11/1000

【改正後】労働者負担 3/1000 事業主負担 6/1000 合計 9/1000

※いずれも一般の事業に係る雇用保険料率

雇用保険制度

CLICK

3 労働保険適用徴収業務の健全な運営

① 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

- ・ 未手続事業場については、他の行政機関との通報制度等を活用し、また、受託団体等との連携を強化し、未手続事業の把握、手続指導を行います。
- ・ 自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、職権による成立手続を行います。

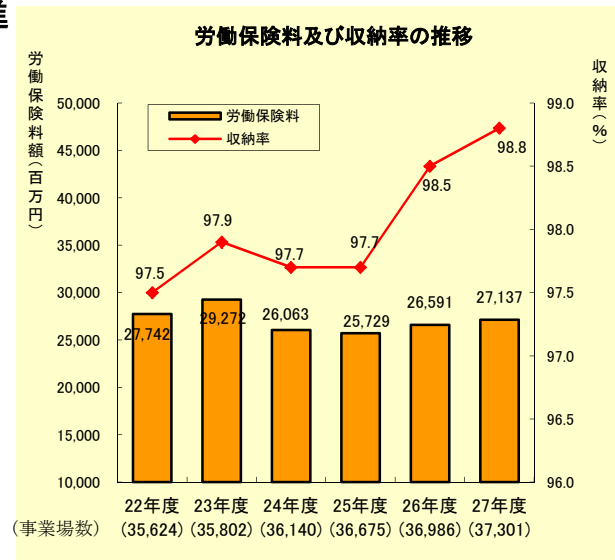
② 労働保険料等の適正徴収の推進

- ・ 適正かつ実効ある保険料算定基礎調査を実施するとともに、納付督促、滞納整理、滞納処分等の徴収業務を積極的に実施します。

- ・ 労働保険料申告書の早期提出及び労働保険料の確実な納付を推進するとともに、口座振替制度の利用を促します。

4 電子申請の利用促進

- ・ 労働保険の手続における利用者の利便性向上と行政の効率化を図るため、電子申請の利用促進を図ります。



山口労働局メールマガジン配信中



～平成28年10月7日に創刊しました！～

<http://yamaguchi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html>

山口労働局では、労働行政や人事労務管理などに関する新着情報、労働局及び県下の労働基準監督署・ハローワークが開催するイベント情報、労働局が集計している統計情報などを迅速に皆さまにお届けするため、「山口労働局メールマガジン」を配信しておりますので、是非ご登録ください。

山口労働局の組織		
〒753-8510 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館		
総務部	総務課	総務・会計・入札・購入、情報公開などに関すること TEL 083-995-0360 FAX 083-995-0378
	労働保険徴収室	労働保険の加入、労働保険料の徴収などに関すること TEL 083-995-0366 FAX 083-995-0369
雇用環境・均等室		
労働基準部	監督課	事業場の監督指導、賃金・解雇・労働時間などに関すること TEL 083-995-0370 FAX 083-995-0376
	健康安全課	労働災害の防止、労働者の健康確保、免許証交付・資格などに関すること TEL 083-995-0373 FAX 083-995-0376
	賃金室	最低賃金、家内労働などに関すること TEL 083-995-0372 FAX 083-995-0376
	労災補償課	労災保険給付、被災者の社会復帰等促進事業などに関すること TEL 083-995-0374 FAX 083-995-0377
職業安定部	職業安定課	職業の安定・雇用の促進、雇用保険事業などに関すること TEL 083-995-0380 FAX 083-995-0384
	需給調整事業室	労働者派遣事業・職業紹介事業などに関すること TEL 083-995-0385 FAX 083-995-0389
	雇用保険電子申請事務センター	雇用保険の電子申請に関すること TEL 083-995-0382 FAX 083-995-0384
	訓練室	職業訓練・求職者支援制度に関すること TEL 083-995-0387 FAX 083-995-0384
	職業対策課	高齢者・障害者の雇用対策、雇用関係助成金などに関すること TEL 083-995-0383 FAX 083-995-0384

山口県内の労働基準監督署 総合労働相談コーナー	山口県内のハローワーク ハローワークの付属施設	
下関労働基準監督署 〒750-8522 下関市東大和町2-5-15 TEL 083-266-5476 FAX 083-266-5480	山口公共職業安定所 〒753-0064 山口市神田町1-75 TEL 083-922-0043 FAX 083-925-4999	徳山公共職業安定所 〒745-0866 周南市大字徳山7510-8 TEL 0834-31-1950 FAX 0834-31-1966
宇部労働基準監督署 〒755-0044 宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎 TEL 0836-31-4500 FAX 0836-31-4502	下関公共職業安定所 〒751-0823 下関市貴船町3丁目4-1 TEL 083-222-4031 FAX 083-232-1350	下松公共職業安定所 〒744-0017 下松市東柳1丁目6-1 TEL 0833-41-0870 FAX 0833-41-5482
徳山労働基準監督署 〒745-0844 周南市速玉町3-41 TEL 0834-21-1788 FAX 0834-21-1690	大和町庁舎 〒750-0066 下関市東大和町2丁目3-6 TEL 083-266-4151 FAX 083-266-6134	岩国公共職業安定所 〒740-0022 岩国市山手町1丁目1-21 TEL 0827-21-3281 FAX 0827-23-2863
下松労働基準監督署 〒744-0022 下松市末武下中筋潮入617-3 TEL 0833-41-1780 FAX 0833-41-4262	宇部公共職業安定所 〒755-8609 宇部市北琴芝2丁目4-30 TEL 0836-31-0164 FAX 0836-31-1835	柳井公共職業安定所 〒742-0031 柳井市南町2丁目7-22 TEL 0820-22-2661 FAX 0820-22-1069
岩国労働基準監督署 〒740-0027 岩国市中津町2-15-10 TEL 0827-24-1133 FAX 0827-24-1135	防府公共職業安定所 〒747-0801 防府市駅南町9-33 TEL 0835-22-3855 FAX 0835-25-4033	山口新卒応援ハローワーク (ヤング・ハローワーク山口) 〒754-0014 山口市小郡高砂町1-20 TEL 083-973-8080 FAX 083-973-7123
山口労働基準監督署 〒753-0088 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館 TEL 083-922-1238 FAX 083-922-1483	萩公共職業安定所 〒758-0074 萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0714 FAX 0838-25-8581	ハローワークプラザ下関 〒750-0025 下関市竹崎町4丁目4-8 シーモール下関1F TEL 083-231-8189 FAX 083-232-6176
萩労働基準監督署 〒758-0074 萩市平安古町599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0750 FAX 0838-22-1089	長門分室 〒759-4101 長門市東深川1324-1 TEL 0837-22-8609 FAX 0837-22-6270	山陽小野田市地域職業相談室 〒756-0057 山陽小野田市大字西高泊1259-1 (山陽小野田市雇用能力開発支援センター内) TEL 0836-81-4511 FAX 0836-84-8541